

か議第 148 号  
平成29年9月26日

かつらぎ町長 井本泰造 様

かつらぎ町議会  
議長 浦中隆男

子どもの貧困対策に関する提言書

かつらぎ町議会は、標題のことについて、議会基本条例に基づき常任委員会並びに全員協議会で協議を深めてきたので、次のとおり提言を行うものである。

## 1 はじめに

子どもの貧困は、さまざまところで話題となり貧困率 16.3%(※1) 6人に1人が貧困といわれている。子ども期に貧困の家庭の中で暮らすと健康、学力、学歴、職業などにおいてリスクを高めることはいろんな調査で公表されている。かつらぎ町においても、児童虐待、学童保育、給食、放課後の子どもの居場所づくりなどで子どもの貧困が部分的に明らかになりつつある。

しかしながら、全町的な実態が不明な中で子どもや親への効率的な対策や貧困の連鎖を解消することができにくいと考えられる。

そのため、本町の子どもたちの実態や課題を執行部とともに把握し、子どものしあわせに向けた取り組みを構築するため、調査、研究に取り組んだ。

※1 (2013年国民生活基礎調査より)

## 2 調査研究の経過

### ①平成 28 年 12 月 16 日 厚生文教常任委員会

子どもの貧困に係る審議の進め方を協議

(目的)

今回、厚生文教常任委員会で子どもの貧困を審議することで、議会と執行部が実態や課題を共有し、子どものしあわせに向けた取り組みを構築することを目的とする。

(審議計画)

- ・ 審議にあたり所管課と協議
- ・ 所管課調査
- ・ 課題解決への取り組みの協議

### ②平成 28 年 12 月 26 日 委員長・副委員長と所管課の協議

- ・ 協議目的と内容
- ・ 日程

### ③平成 29 年 2 月 16 日 青少年センター事務局

- ・ 児童館の利用実態は、一般的な内容のもので、利用する子どもの実態(ひとり親、共働き、5時以降の実態など)は不明。
- ・ 各小学校の調査により放課後の過ごし方が共働き、ひとり親別に整理されて実態把握できた。しかし、放課後の子どもについて、居場所や学力などの課題が明らかになっていない。

### ④平成 29 年 2 月 16 日 教育総務課

- ・ 子育て支援は、虐待などの課題のある子どもは実務者会議やケース会議で対応し、グレーゾーンの子どもはトリプル P で、子育てなどの悩みは子育て支援センターや保健師と整理されている。

- ・虐待家庭の多くは経済的要因や家族構成が要因となっている。最近近隣住民よりの通告が増えてきた。就労、経済、虐待者の心身状態、児童の発達障害などが重複してネグレクト、心理的・身体的虐待となっている。

⑤平成 29 年 4 月 27 日 やすらぎ対策課

- ・経済的な問題を抱えている家庭の把握方法は、健診時のアンケートや個別訪問、医師よりの情報提供が多い。
- ・課題のある子どもや親について、把握に取り組んでいるが、対策などは確立されていない。経済や育児など課題のある子どもについて、発達状況が整理できていない。

⑥平成 29 年 4 月 27 日 住民福祉課

- ・児童手当や生活保護などの受給者実態のみで、それぞれの生活や具体的な課題が見えにくい。

⑦平成 29 年 5 月 22 日 厚生文教常任委員会

- ・子どもの貧困にかかる審議結果の総括案を協議
- ・厚生文教常任委員会として、文章にて執行部へ提案することを協議

⑧平成 29 年 6 月 12 日 厚生文教常任委員会

- ・提言書の骨子を協議
- ・全員協議会で執行部に提言書提出の方向を提案すると協議

⑨平成 29 年 7 月 25 日 厚生文教常任委員会

- ・提言書の協議
- ・関係法令等により提言方法を協議  
全員協議会で調整後、議長名で提言書を提出する事に決定

⑩平成 29 年 8 月 28 日 厚生文教常任委員会

- ・子どもの貧困対策に関する提言書を提出する事で決定

⑪平成 29 年 9 月 7 日 厚生文教常任委員会

- ・提言書の協議

⑫平成 29 年 9 月 15 日 全員協議会

- ・提言書の協議

### 3 取り組みの成果と課題

- ・児童虐待では、当該者の把握方法、関係者との連携と対策など、関係課の庁内体制が整備され成果をあげている。
- ・福祉部門では、担当者はさまざまなケースに対応しているので、さらに整理分析すれば子どもの実態が浮き彫りになる。
- ・青少年センターは、放課後一人で過ごしている子どもの実態を把握しているのであれば、教育総務課ややすらぎ対策課などと連携すれば、その子どもたちの整理ができ、効果的な対策が構築できる。

- ・所管課で、子どもの貧困のとらえ方に差異があるので、対策ができていない。

#### 4 提言

- ①子どもの貧困については、絶対的貧困率と相対的貧困という国の概念を踏まえた取り組みが行われるよう、貧困率の算出に努められたい。
- ②子どもの貧困対策については所管課をもとに関係課の庁内体制の整備と体制づくりに努められたい。併せて職員研修の実施を求める。
- ③最近の子どもの実態調査、例えば、「かつらぎ町子ども・子育て支援新体制におけるニーズ調査」(H26、1)などを再度分析して、子どもの貧困に関する実態把握に努め、さらに不十分な部分の把握に努められたい。
- ④子どもの貧困を克服するため、緊急的対策としてフード・生活物資バンクを整備し、子ども食堂など社会福祉協議会などと連携し対応されたい。
- ⑤家庭状況に合わせて児童館、学童保育などの利用時間を早急に変更されたい。
- ⑥子どもの安心安全な居場所づくりについて早急に整備計画を立案し実施されたい。
- ⑦給食費・保育料の無償化、18歳までの子ども医療費無償化の早期実施、進学報奨金制度の整備などに努められたい。

#### 5 おわりに

かつらぎ町の子育て対策は、地域においては育成会など長年培われた活動や、時代に即応した庁内の虐待対策など多くの誇れる取り組みがある。これらの施策を更に発展させ、今回の提言を契機に早期実現されることを切望する。